

お申込みの内容

本条項において「申込書」とは、本申込みにおける申込書「クレジット契約の内容を明らかにした書面」のことをいいます。

申込者（以下「甲」という）は、表紙販売店（以下「乙」という）との間で締結する売買契約に基づき購入する表記商品又は役務提供契約に基づき提供を受ける表記役務（以下これを総称して「商品等」という）の購入もしくは提供を受けると共に、甲及び連帯保証人（以下「単甲」「連帯保証人」という）はこれを受けた代金の残金（以下「商品代金残金」という）を割賦の方法で乙に支払うにあたり、株式会社ジャックス（以下「丙」という）に連帯保証を委託し、丙はこれを受託します。甲及び連帯保証人は、下記に定める各条項が契約内容となることに同意した上で申込みを行うものとします。

（割賦販売契約）

第 1 条（契約の成立時点）（1）割賦販売契約は、保証委託契約の成立と同時に成立するものとします。保証委託契約が不成立のときは、割賦販売契約も成立しないものとします。但し、保証委託契約の不成立は、別の支払方法についての甲と乙との間の合意に基づく売買契約の成立を妨げるものではありません。（2）割賦販売契約が不成立のときは、乙は差入れた申込金及び申込書を速やかに甲に返還します。

第 2 条（商品等の引渡し） 商品は、本契約成立後表紙の期限満了にて甲から甲に引渡されるものとします。なお、保証委託契約第 3 条の所有権留保のため、甲に商品が引渡された時点で、商品について甲から留保所有権者に対して有占改定の方法により占有がなされたものとします。

第 3 条（分割払金の支払方法） 甲は、商品代金残金に分割払手数料を加算した金額（以下「分割払金合計」という）を、次の各項の方法により、乙に支払います。（1）甲は乙が分割払金合計の取立・受領を丙に委任したことを認めるものとし、分割払金合計を乙の代理人である丙に対して支払うものとします。（2）甲は分割払金合計を表記支払方法により、丙を通じて乙に支払うものとします。（3）甲は割賦販売契約に基づき乙に対して支払うべき金額に全額丙を通じて乙に支払うものとします。（4）甲は前項に定める金額の支払時に、丙所定の時刻までには振込を完了するものとし、当該振込みの完了が当該時刻を過ぎた場合に、翌営業日の支払と取り扱われたこととを異議ありません。

第 4 条（所有権留保に伴う特約） 商品（役務の場合は除く、以下同じ）の所有権は、割賦販売契約に基づく乙の債権の担保として乙に留保されますが、保証委託契約が成立した後は、保証委託契約第 3 条に基づき、乙から丙に移転するものとします。

第 5 条（期限の利益喪失） 甲について下記各号の一に該当する事由が生じたとき（但し、第 2 号から第 8 号までの事由については、丙が当該事由の発生を認識したときは、甲は当然に分割払の期限の利益を失い、甲は乙に対し残債務全額及び遅延損害金を直ちに支払わなければならない。本条において甲に対しては、乙から分割払金の取立を委任された丙が乙に代って行ないます。1）分割払金の支払を怠り、20 日以上の相当な期間を要した書面による催告に対して、期間内に支払わなかったとき、但し、商品の購入の目的・内容が甲にとって営業のためのものである場合（業務提供誘引販売型入約、連鎖販売型入約を除く、以下同じ）など割賦販売法第 8 条各号に該当する場合は、分割払金の支払を 1 回でも怠ったとき、2）年利 14 月利が不渡りになったとき、3）保全処分（信用に関しないものは除く）、差押えを受けたとき、破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、特別清算、清算、その他倒産手続の申立てを受けたとき、又は自ら乙の申立てをしたとき、4）割賦販売契約の申込みと際し、虚偽の申告があったとき、5）逃亡、失踪、又は刑事上の訴追を受けたとき、6）甲が購入した商品の丙の所有権を侵害する行為をしたとき、7）甲の信用状況が著しく悪化したとき、8）保証委託契約第 20 条（1）もしくは（2）のいずれかに該当したとき（連帯保証人が該当したときも含む）。

第 6 条（遅延損害金） 甲が分割払金の支払を遅滞したときは、当該分割払金に対し支払期日の翌日より支払日に至るまで、また期限の利益喪失の場合は、分割払金の残金額に対し期限の利益喪失日より完済の日に至るまで、年 14.60％の割合による遅延損害金を支払います。但し、支払回数が 3 回以上の場合、当該遅延損害金は分割払金合計の残金額に対し、法定利率を乗じた額を超えないものとします。

第 7 条（売買契約の解除） 商品の装幀、外観等が見本・カタログと相違し、その修理、補充が不可能な場合は、甲は割賦販売契約を解除できるものとします。なお、割賦販売契約が解除された場合は、甲は速やかに丙に対しその旨を通知するよう努めるものとします。

第 8 条（早期完済の場合の特約） 甲は、分割払金を弁済期よりも前に支払うことができます。この場合、甲が、当初の契約のとおり分割払金の支払を履行し、かつ約定支払期間の中途で残金全額一括して支払ったときは、甲は 78 分法はそれに準ずる乙所定の計算方法により算出された期間未到来の分割払手数料のうち乙所定の割合による金額の払戻しを乙に請求できるものとします。

（保証委託契約）

第 1 条（契約の成立時点） 保証委託契約は、割賦販売契約が成立し、丙が所定の手続をもって承諾のうえ、乙に通知を発したときに成立するものとします。承諾をしない場合も、その旨乙に通知されるものとします。この場合において乙は甲にその旨を通知するものとします。

第 2 条（保証委託） 甲は乙との割賦販売契約に基づき債権につき、丙に連帯保証を委託し、保証委託料を丙に支払います。甲は保証委託料については、甲が乙に支払う表記分割払手数料の中に含まれており、支払の際、丙において差引くことを承諾します。なお、保証債務が発生した後は、いかなる事由が生じても甲からすでに丙に支払われた保証委託

料金は返還されないものとし、甲はこれを丙に対して請求しません。

第 3 条（所有権留保） 商品の所有権は、保証委託契約が成立した時に乙から丙に移転し、甲の丙に対する保証委託契約上の債務が消滅するまで丙に留保されるものとします。

第 4 条（遵守事項等）（1）商品の所有権が留保されている間は、甲は次の事項を遵守するものとします。1）甲は善良なる管理者の注意をもって商品を管理し、入替、譲渡、賃貸、担保提供その他留保所有権者の所有権を侵害する行為をしないこと。2）甲は商品の所有権が第三者から侵害されるおそれがある場合、速やかにその旨を丙に連絡するとともに、留保所有権者が商品の所有権者であることを主張証明しその排除に努めること。3）私は丙の承諾なくして、商品の保管場所を変更しないこと。また、商品の改造、毀損等現状を変更しないこと。なお、商品が車両の場合は、販売店等が車検証を取得し、丙に車検証の写しを交付すること又は、丙が車検証を取得（電子的提供を含める）することに同意するものとします。（2）甲は商品の登録上の所有者が義名が、丙又は丙の指示する者において保持されることに異議がないものとします。なお、丙が登録上の所有者が義名を甲とすることを承諾した場合であっても、所有権は留保所有権者に留保され前項の適用を受けることに甲は異議がないものとします。（3）留保所有権上の所有者が義名を丙又は丙の指示する者としてしている場合において、甲の所有権留保にかかる被担保債務が完済された時は、商品の登録上の所有者が義名は甲又はその指定する者に変更されるものとし、甲は乙の手続に協力するものとします。但し、丙は、甲の行為不明、重度な疾病若しくは障害、その他甲が丙の指定する者に商品の登録上の所有者が義名を変更できないやむを得ない事情があるときは、連帯保証人又は甲の親族に必要な書類を交付し所有者が義名変更の手続を依頼することができるものとします。甲はこれを承諾し承諾します。（4）前項に関わらず、所有権留保にかかる被担保債務が完済された時点で、甲が丙に対して甲の債務を負担し、かつその支払いを遅滞している場合、丙は遅滞中の当該債務の完済されるまで所有権が義名の変更を拒むことができるものとします。（5）当該商品の所有者が義名の変更登録に要する一切の費用（これに要する作業等の手数料含む）は、甲の負担とします。

第 5 条（期限の利益喪失） 甲について割賦販売契約第 5 条各号の一に該当する事由が生じたときは、甲は当然に保証委託契約の分割払の期限の利益を失い、甲は丙に対し保証委託料の残金全額、並びに乙に対してし期限の利益喪失日より完済日に至るまで年 14.60％の割合による遅延損害金を直ちに支払います。但し、支払回数が 3 回以上の場合、当該遅延損害金は保証委託料の残金額に対し、法定利率を乗じた額を超えないものとします。

第 6 条（保証債務の履行） 甲は分割払金の支払を遅滞した場合、又は丙が必要と認めた場合、丙が甲及び連帯保証人に通知・催告することなく乙に対し次の各号の金額を支代弁弁済すると異議がないものとします。但し、甲が丙に対して乙からの請求に対抗できる事由があることをあらかじめ通知していたにもかかわらず、丙が甲に通知・催告なく乙に対して保証債務を履行した場合に、甲は乙からの請求に対抗できる事由をもつて丙に対抗することができるものとします。1）分割払金の支払を 1 回でも怠ったときは、当該支払遅延額。2）甲が割賦販売契約第 5 条各号の一に該当する場合は、乙に対する残債務全額。

第 7 条（求償債務の履行）（1）丙が第 6 条に基づき支代弁弁済した場合、その弁済額並びに弁済費用その他一切の損害につき、甲は直ちにこれを丙に支払うものとします。（2）この場合、甲は弁済額に対し丙が弁済した日から支払日に至るまで、年 14.60％の割合による遅延損害金を支払うものとします。但し、支払回数が 3 回以上の場合、当該遅延損害金は分割払金の残金額に対し、法定利率を乗じた額を超えないものとします。

第 8 条（事前求償権の行使） 甲が割賦販売契約第 5 条各号の一に該当する場合は、第 6 条の支代弁弁済の履行前であっても、甲が求償権を行使することに甲及び連帯保証人は異議がないものとします。但し、残債務等に照らして十分な供託又は担保の提供をした場合には、甲は、丙からの事前の求償権の行使に応じないことができるものとします。

第 9 条（善管義務及び遵守事項） 甲は第 3 条に基づき、商品の所有権が丙に留保されている間は、善良なる管理者の注意をもって商品を管理・使用・保管し、商品を入替、譲渡、転売、貸与又は担保に供するなど、丙の所有権を侵害する行為をしないものとします。

第 10 条（費用等の負担）（1）甲は、丙に対する分割支払金、これに関する利息、違約金、損害賠償金その他これらの債務に付たるものを負担します。（2）前項の違約金又は損害賠償金には、以下のものが含まれます。1）甲が支払を遅滞したことにより丙が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料として振替手続回数 1 回につき 300 円＋消費税。2）丙が振込用紙等書面を送付したときは、振込用紙支払手数料等として送付回数 1 回につき 300 円＋消費税。3）分割支払金の支払遅滞等甲の責に帰すべき事由により丙が訪商電話したときは、訪商回数 1 回につき 1,000 円＋消費税。4）丙が甲に対して割賦販売契約条項第 5 条第 1 項第 1 条に基づき書面による催告をしたときは、当該催告を要した費用。

第 11 条（商品の預り） 甲が分割支払金の支払いを遅滞したとき、丙に留保された所有権に基づき、丙は商品を一時保管することができるものとします。

第 12 条（清算）（1）割賦販売契約条項第 5 条各号の一に該当する事由があるときは、甲は催告がなくとも甲の所有権留保にかかる被担保債務の支払のため、直ちに丙に対し乙の商品の現実の引渡しをしなければならないとします。（2）丙が前項により商品の現実の引渡しを受けたときは、甲は一般財団法人日本自動車査定協会の評価に基づく評価額をもって、又は甲と丙が協議の上決定した相当な価格をもって所有権留保にかかる被担保債務の弁済に充当されても異議ないものとします。（3）前項の充当の後、不足額があるときは、甲は直ちにこれを丙に支払います。余剰金があるときは、甲は、甲の丙に対する

一切の債務の弁済に充当されても異議ないものとし、なお余剰あるときは、丙はこれを甲に返還します。

第 13 条（公租公課）（1）甲は、第 10 条に基づき、丙に支払う費用等にかかる消費税及び地方消費税は、甲が負担するものとし、消費税等及び地方消費税率が増額変更された場合は当該増額分についても甲が負担するものとします。（2）甲は、名義のいかんにかかわらず、商品の取得、所有、保管、使用、並びに提供を受ける役務その他本契約の締結及び履行に係る一切の公租公課を負担するものとします。（3）甲は、第 12 条に基づき甲が商品を取引ったことにより、丙から支払を受ける消費税がある場合は、その消費税相当額を丙が甲の債務の丙弁済として任意に任意の者に譲渡することに同意するものとします。

第 14 条（付加物材に対する費用の償還等の免責）（1）第 12 条により丙が甲から車両の現実の引渡しを受けるときは、丙は車両に付加された物件を含めて引き取ることができます。（2）第 12 条第 2 項における車両の評価には、前項の物件を含めるものとし、甲は、丙に対してその物件の返還又は損害賠償の請求を致しません。

第 15 条（通知義務） 甲又は連帯保証人は、その氏名、住所、ないし営業の目的、もしくは車両の所有権等を変更したときは、遅滞なくその旨を書面により、丙に通知します。なおその通知がないときは、丙が、甲又は連帯保証人の住所、氏名あてて発送した郵便物は、通達到達すべきときと到達したものとみなします。但し、その通知を行わないことについて、やむを得ない事情があるときは、この限りでないものとします。

第 16 条（支払停止の抗弁）（1）甲は、下記の事由が存するときは、その事由が解消されるまでの間、当該事由の存する商品について、分割払金の支払を停止することができるものとします。1）商品の引渡しはできないとき。2）商品に破損、汚損、故障、その他契約に適合しないもの（商品が中古自動車の場合、前使用者の使用態様等により通常生ずるものを除く）があるとき。3）その他商品の販売について、乙に対して生じている事由があるとき。（2）丙は、甲が前項の支払の停止を行う旨を丙に申出たときは、直ちに所要の手続きをとるものとします。（3）甲は、前項の申出をするときは、あらかじめ第 1 項各号の事由の解消のため、乙と交渉を行うよう、努めるものとします。（4）甲は、第 2 項の申出をしたときは、速やかに第 1 項各号の事由を記載した書面（資料がある場合は資料を添付のこと）を丙に提出するよう努めるものとします。また、丙が当該事項について調査する必要があるときは、甲はその調査に協力するものとします。（5）第 1 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、支払を停止することはできないものとします。1）売買契約の目的・内容が甲にとって営業のためのものである場合など割賦販売法第 8 条各号に該当するとき。2）支払回数が 3 回に満たないとき。3）表記支払総額が 4 万円に満たないとき。4）第 1 項各号の事由が甲の責に帰すべきとき。その他甲による支払の停止が信義に反すると認められるとき。（6）甲と乙との間で割賦販売契約が成立している場合で甲が第 1 項の定めにより支払停止をした場合、甲は丙が甲の債務を乙に代位弁済することを承諾します。

第 17 条（連帯保証人）（1）連帯保証人は、保証委託契約についての第 10 条第 1 項に規定する債務につき、甲と連帯して債務履行の責を負うものとします。（2）丙が、連帯保証人の 1 人に対して履行の請求をしたときは、甲及び他の連帯保証人に対しても、その履行の請求の効力を生ずるものとします。

第 18 条（契約締結時における情報提供義務）（1）甲は、本契約から生ずる甲の丙に対する債務（事業のために負担する債務に限る）を主たる債務とする保証を連帯保証人に委託するにあたり、連帯保証人に対し、甲に関する以下の情報を提供したことが及びこれらの情報が真実かつ正確なものであることを表明し、保証します。1）財務及び収支の状況。2）主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況。3）主たる債務の担保として他へ提供し又は提供しようとするものがあるとき。その旨及びその内容。（2）連帯保証人は、本契約に基づき債務の保証についての委託を受けるにあたり、甲から、前項各号に掲げる情報の提供を受けたことを表明し、保証します。（3）甲及び連帯保証人は、自らの表明が真実でない場合には、丙の請求に応じて、直ちに丙に対する一切の債務を履行するものと丙に生じた損害を賠償するものとします。

第 19 条（弁済の取扱い） 甲及び連帯保証人は、甲及び連帯保証人が丙に対して負う債務の支払について、丙所定の時刻までに振込を完了するものと、当該振込みの完了が当該時刻を過ぎた場合に、翌営業日の支払と取り扱われたとしても異議ありません。

第 20 条（反社会的勢力の排除）（1）甲及び連帯保証人は、丙及び金融機関に対し、甲及び連帯保証人（法人にあっては、「代表者」及び法人の経営を支配、又はその法人の経営に実質的に関与するもの）を含みます。以下本条において同じ）が、現在、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。1）暴力団。2）暴力団員及び暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者。3）暴力団準構成員。4）暴力団関係者。5）総会屋等。6）社会運動等標榜 団 体。7）特殊犯罪能力者集団等。8）前各号の共生者。9）テロリスト等（疑いがある場合を含む）。1）0）その他前各号に準ずる者。（2）甲及び連帯保証人は、丙及び金融機関に対し、自らは第三者者を利用して次の各号の一にても該当する行為を行わないことを確約いたします。1）暴力的な要求行為。2）法的な責任を超えた不当な要求行為。3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。4）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて丙もしくは金融機関の信用を毀損し、又は丙もしくは丙の信用を妨害する行為。5）その他前各号に準ずる行為。（3）甲及び連帯保証人が、前二項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、丙は金融機関は、甲及び連帯保証人に対し、当該事項に関する調査を行い、また必要に応じて資料の提供を受けることとでき、甲及び連帯保証人は、これに応じるものとします。（4）甲及び連帯保証人が（1）もしくは（2）のいずれかに該当した場合、（1）もしくは（2）の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

のいずれかであって、契約を締結すること、又は契約を継続することが不適切であると丙が認める場合には、丙は、甲及び連帯保証人との契約の締結を拒絶し、又は保証債務の履行あるいは本契約を解除することができるものとします。本契約が解除された場合、甲及び連帯保証人は、丙の通知又は請求により期限の利益を失い、丙に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。この場合、第 12 条が適用されるものとします。（5）（4）の規定の適用により、丙に損失、損害又は費用（以下「損害等」といいます。）が生じた場合には、甲及び連帯保証人は、これを賠償する責を負うものとします。また（4）の規定の適用により、甲及び連帯保証人に損害等が生じた場合にも、甲及び連帯保証人は、当該損害等について丙又は金融機関に請求をしないものとします。（6）（4）の規定に基づき本契約が解除された場合でも、丙に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。

第 21 条（債務の充当） 甲は丙に対する債務の支払いが、契約に基づき甲が丙に対して負担する一切の債務の金額に満たないときは、甲は支払金丙が所定の順序・方法により債務に充当されることに同意します。

第 22 条（公正証書の作成） 甲及び連帯保証人は、丙が必要と認めた場合、保証委託契約につき強制執行請求権を付した公正証書の作成に応じるものとします。なお、公正証書作成に必要経費用は甲の負担とします。

第 23 条（住民票等取得の同意） 甲及び連帯保証人は、本申込みを行う者が甲の住所に記録された甲及び連帯保証人に相違ないことを確認するため並びに契約成立後の債権管理のため、丙が住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し等を取得し・利用することに同意します。

第 24 条（本契約の変更） 甲は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、丙のホームページにおいて公表するが、必要があるときにはその他相当な方法で甲及び連帯保証人に通知した上で、本契約を変更することができるものとします。1）変更の内容が甲及び連帯保証人の一般の利益に適合すること。2）変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであること。

第 25 条（合意管轄裁判所） 甲及び連帯保証人は、本契約について紛争が生じた場合、訴願のいかんにかかわらず、甲及び連帯保証人の住所地、購入地、及び丙の各支店を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を管轄裁判所とすることに同意するものとします。

（契約書（正）の取扱い）

丙は、本契約の契約書（正）に関して以下の取扱いができるものとします。1）甲の本契約上の債務が完済した後も法令の定めに従って契約書（正）を一定期間保管すること。2）前号の期間経過後は丙において契約書（正）を廃棄すること。

（据置ローンの据置額清算に関する条項）

第 1 条（最終引据置支払後の再分割支払）

甲は割賦販売契約に基づき最終分割払金の支払につき、最終分割払金の支払日の 2 ヶ月前から前月末日までに丙所定の書面により丙に申し出ることにより、丙所定の支払回数及び分割払手数料にて最終分割払金の再分割支払ができるものとします。但し、次の場合に再分割支払はできません。1）割賦販売契約条項第 5 条に基づき期限の利益が喪失しているとき。2）分割払金の支払を約定通り支払っていないとき。3）割賦販売契約及び保証委託契約に違反しているとき。4）丙の総合的判断により再分割契約を承認しないとき。

第 2 条（任意保険の加入）

商品が車両の場合については、登録日から契約期間満了までの間、甲の負担で自動車保険（車両保険付）に必ず加入するものとします。

（カード会員入会の申込み）

甲は、ジャックスカード会員規約に定める各条項を契約内容とすることに同意し、カードの会入申込みをしたとき、なお、カードの交付、交付時期、交付の方法等について一切丙の任意によることを甲は承諾するものとします。また丙が承認しない場合も、特に通知が行われないことを、甲は承諾するものとします。

※甲が外国の重要な公的地位を現在もしくは過去に有する者（例えば、政府高官、大使、公使、政府系法人の役員等）又はその家族に該当する場合は、丙に対して、その公的地位の内容を申告するものとします。外国の重要な公的地位等の詳細はジャックスホームページ(https://www.jaccs.co.jp/service/peepshtml)にてご案内しております。

【問合わせ・相談窓口等】

1. 売買契約（商品等）についてのお問合わせ：ご相談は表紙販売店にご連絡ください。2. 保証委託契約（お支払）についてのお問合わせ：ご相談並びに支払停止のお申出の内容に関する書面については、下記株式会社ジャックスにおたずねください。

株式会社ジャックス

東京カスターマセンター（お客様相談室）

〒 243-0489 神奈川県海老名市中央 2-9-50 海老名プライムタワー TEL.0 5 7 0 - 2 0 0 6 1 5

大阪カスターマセンター（お客様相談室）

〒 560-0082 大阪府豊中市新千里東町 1-5-3 千里朝日阪急ビル TEL.0 5 7 0 - 5 5 0 0 6 1